

平成 28 年度

苫小牧市行政監査結果報告

苫小牧市監査委員

目 次

第 1 監査の概要	1
1 監査のテーマ	1
2 監査の目的	1
3 監査の種別	1
4 監査執行者	1
5 監査の対象	1
6 監査の期間	2
7 監査の方法	2
8 補助金等適正化法における補助金交付の手続	3
第 2 監査の結果	4
1 実態調査の集計結果	4
第 3 監査意見	9
1 補助金の交付要綱について	9
2 補助金の交付事務について	9
3 補助金の交付条件について	1 1
4 補助金交付事務に関する統一的なルールの策定の必要性について ..	1 3
5 市民への情報の提供について	1 4
別表(監査した補助金一覧)	1 5
別図(補助金交付事務の基本的な流れ)	1 9

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ

補助金交付事務について

2 監査の目的

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 232 条の 2 において、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合においては寄附又は補助をすることができると規定されている。

本市の平成 27 年度一般会計歳出決算額のうち補助金等(補助金、負担金及び交付金をいう。)の額は約 86 億円であり、歳出決算額の約 1 割を占めるものとなっている。この大きな割合を占める補助金等のうち補助金に着目し、補助金交付事務が法令等に基づき、適正に行われているか、交付条件や補助対象経費の基準が明確に示されているか、事業の実績報告書の有無や事業成果に対する評価が行われているかを検証し、今後の補助金交付事務の適正な執行に資することを目的とするものである。

3 監査の種別

地方自治法第 199 条第 2 項の規定による監査 (行政監査)

4 監査執行者

監査委員 玉 川 豊 一

監査委員 松 井 雅 宏

5 監査の対象

(1) 監査の対象

平成 27 年度に 100 万円以上の交付実績があり、28 年度に予算に計上されている補助金(19 節 01 細節負担金補助及び交付金、002 細々節補助(助成)金)の交付に関する事務である。

また、監査の対象とした補助金は、別表(監査した補助金一覧)のとおりである。

(2) 補助金の定義

補助金は法令等の規定に基づく特定の事業・研究等を助長するもの、特定の事業、研究等について公益上必要があると認めたものに補助するものをいい、市が国や北海道から補助を受け補助事業者(補助金の交付の対象となる事務又は事業を行う者をいう。以下同じ。)に間接的に補助するものも含むものと解されている。

補助金に類似するものとして、負担金及び交付金があるが、それぞれ次のように解されており、補助金とは区別されている。

ア 負担金

法令等の規定に基づく費用、特定の事業から特別の利益を受ける場合にその事業に要する経費、団体を構成している場合に構成団体で取り決められた費用の一部を負担するものをいう。

イ 交付金

法令等の規定に基づき市が行うべき事務を団体等に委託する場合の事務処理の報償として交付するものをいう。

6 監査の期間

平成 28 年 12 月 26 日から平成 29 年 3 月 22 日まで

7 監査の方法

(1) 関係書類の監査

監査の対象とした補助金を所管する部局に対し調査票及び関係書類の提出を求め審査するとともに必要に応じて関係職員から聴取した。

(2) 監査の着眼点

国の補助金交付の手続を通則的に規律するものとして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金等適正化法」という。)が定められている。この法律は地方公共団体には適用されないが、本市にはこれに相当するものが制定されていないため、今回は、補助金等適正化法における補助金交付の手続を基に監査を行うこととし、次の事項を基本的な着眼点とした。

ア 交付の目的、補助の基準について

(ア) 条例、規則又は要綱等(要綱、要領その他の規程をいう。以下同じ。)の根拠があるか。

(イ) 交付の目的が定められているか。

(ウ) 補助の基準が定められているか。

イ 交付決定について

(ア) 交付条件が定められているか。

ウ 事業終了後の事務処理について

(ア) 実績報告書が提出されているか。

(イ) 補助金の使途が確認されているか。

(ウ) 事業成果に対する評価がされているか。

8 補助金等適正化法における補助金交付の手続

補助金等適正化法における補助金交付の手続は、おおむね次のとおりである。

(1) 補助金等の交付の申請(第5条)

- ・補助金等の交付の申請をしようとする者は、必要な事項を記載した申請書に
関係書類を添えて、各省各庁の長に対し、その定める時期までに提出しなければ
ならない。

(2) 補助金等の交付の決定(第6条)

- ・各省各庁の長は、補助金等の交付の申請があったときは、書類等の審査、現
地調査等により、補助金等の交付が法令及び予算で定めるところに違反しな
いかどうか、補助事業等の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定
に誤りがないかどうか等を調査し、補助金等を交付することが適当であると
認めるときは、速やかに補助金等の交付の決定をしなければならない。

(3) 補助金等の交付の条件(第7条)

- ・各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をする場合に、補助金等の交付の目
的を達成するために必要があるときは、条件を付するものとする。

(4) 決定の通知(第8条)

- ・各省各庁の長は、補助金等の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容と条件を補助金等の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(5) 実績報告(第14条)

- ・補助事業者等は、補助事業等が完了したときは、補助事業等の成果を記載した実績報告書に關係書類を添えて各省各庁の長に報告しなければならない。

(6) 補助金等の額の確定(第15条)

- ・各省各庁の長は、実績報告を受けた場合は、報告書等の書類の審査、現地調査等により、補助事業等の成果が補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、当該補助事業者等に通知しなければならない。

額の確定は、国が最終的に交付すべき補助金等の金額を確定する精算手続行為であり、このような手続が設けられていることから、補助金等適正化法においては、補助事業の実施前の収支見積りにより渡切りで交付される渡切補助ではなく、実績に基づいて精算される精算補助の制度が原則であると解されている。

また、この額の確定によって初めて国の補助金等の交付債務は履行期に達するとされており、額の確定が行われた後に補助金等を交付するのが建前とされている。しかし、実際には、会計法(昭和22年法律第35号)第22条に基づく予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第58条の規定により概算払の方法で額の確定前に交付することが多く、また、同令第57条の規定により前金払もできるとされている。

補助金交付事務の基本的な流れを整理すると、別図のとおりとなる。

第2 監査の結果

1 実態調査の集計結果

(1) 監査の対象について

ア 補助金の分類について

区 分	件数	構成比 (%)
運営費補助金	26	24.3
事業費補助金	81	75.7
計	107	100.0

※ 運営費補助金とは補助事業者を経済的に支援するために、団体の運営費を対象に補助するもの、事業費補助金とは補助事業者が行う特定の事業費を対象に金銭的な援助が必要な場合に補助するものをいう。

監査の対象とした 107 件の補助金のうち、運営費補助金が 26 件(24.3%)、事業費補助金が 81 件(75.7%)であった。

(2) 補助金の交付基準について

ア 補助金の交付根拠について

区 分	件数	構成比 (%)
条例	1	0.9
規則	4	3.8
要綱等	76	71.0
なし	26	24.3
計	107	100.0

補助金の交付根拠を条例としているものは 1 件(0.9%)、規則としているものは 4 件(3.8%)、要綱等としているものは 76 件(71.0%)であった。要綱等を根拠としているもののうち、4 件で苫小牧市団体補助金交付基準に関する要綱(平成 5 年 11 月 1 日実施。以下「市団体補助金交付基準要綱」という。)を根拠としていた。また、根拠の定めがないものは 26 件(24.3%)であり、起案により交付決定していた。

平成 28 年 3 月に行政監理室が示した課内リスクとその回避策について(Ver. 4)では、補助金・助成金等の不適正支出・受給・申請誤り等の回避策例として、「補助金の規則及び交付要綱に基づき支出する」「補助金・交付金の取扱要綱等の周知を図る」としているものがあつた。

イ 補助対象経費の基準について

区 分	件数	構成比 (%)
定めている	85	79.4
定めていない	22	20.6
計	107	100.0

補助対象経費の基準を定めているものは85件(79.4%)、定めていないものは22件(20.6%)であった。補助対象経費の基準を定めている85件の内訳は、個別費目を定めているものが42件、単に「〇〇事業に要する経費」としているものが25件、予算の範囲内で補助するなど対象経費の定めが不明確なものが18件であった。また、補助対象経費の基準は、条例、規則又は要綱等に定めているものが79件、交付決定書や経費積算資料等に明記しているものが6件であった。

ウ 補助金の交付条件について

区 分	件数	構成比 (%)
5項目以上の条件を付しているもの	6	5.6
4項目の条件を付しているもの	15	14.0
3項目 "	63	58.9
2項目 "	9	8.4
1項目 "	6	5.6
条件を付していないもの	8	7.5
計	107	100.0

3項目の条件を付しているものは63件(58.9%)で最も多く、そのうち特定の3条件(①補助金を目的外に使用した場合にその返還を求めることがあること、②事業終了後、一定の時期に実績報告書、収支報告書等を提出すること及び③必要がある場合に関係書類を調査する場合があること)の3条件をいう。以下同じ。)を付しているものが39件(36.4%)であった。

エ 補助金で取得した財産の処分制限について

区 分	件数	構成比 (%)
定めている	5	4.7
定めていない	102	95.3
計	107	100.0

補助金で取得した財産の処分制限について定めているものは5件(4.7%)、定めていないものは102件(95.3%)であった。制限を定めている5件の内訳は、耐用年数等を考慮して一定期間内の財産処分を制限するものが3件、財産処分に伴う収入の一部納付を定めているものが2件であった。また、財産の処分制限については、規則及び要綱に定めていた。

オ 補助金の終期について

区 分	件数	構成比 (%)
設定している	6	5.6
設定していない	101	94.4
計	107	100.0

終期を設定しているものは6件(5.6%)、設定していないものは101件(94.4%)であった。終期を設定している6件の内訳は、元利償還期間の終了等必然的に終期が設定されるものが4件、1年ごとに終期を設定しているものが2件であった。

平成29年度苫小牧市予算編成要領では、事務事業の見直しを行うため、事業に期限を設ける「サンセット方式」について検討するよう通知している。

(3) 実績の報告及び評価について

ア 実績報告書について

区 分	件数	構成比 (%)
提出されている	90	84.1
提出されていない	1	0.9
その他	16	15.0
計	107	100.0

※ その他とは、交付申請時に領収書等を受領しているものや利子補給等を補助するもので実績報告書の提出が不要なものである。

実績報告書(収支報告書を含む。)の提出があるものは90件(84.1%)、提出がないものは1件(0.9%)、その他提出を求めているものは16件(15.0%)であった。

イ 前問で実績報告書の提出があるもののうち、提出書類の検査方法について

区 分	件数	構成比 (%)
要綱等で求めている書類のみ検査している	57	63.3
上記のほか帳簿や領収書等も検査している	17	18.9
その他	16	17.8
計	90	100.0

※ その他とは、決算書や総会資料等を検査しているものである。

要綱等で求めている書類のみ検査しているものは57件(63.3%)、さらに帳簿や領収書等の検査をしているものは17件(18.9%)、その他の検査をしているものは16件(17.8%)であった。

ウ 事業成果の評価について

区 分	件数	構成比 (%)
実施している	75	70.1
実施していない	32	29.9
計	107	100.0

事業成果の評価は、事務事業評価等により実施しているものは75件(70.1%)、実施していないものは32件(29.9%)であった。評価を実施している75件の内訳は、事務事業評価によるものが58件、施策評価によるものが3件、審議会報告によるもの等が14件であった。

第3 監査意見

平成28年度の行政監査を通じての意見を申し述べる。

1 補助金の交付要綱について

補助金の目的、対象者、対象事業、補助対象経費、申請手続等に関しては、条例又は規則に定めるものを除き、要綱等において定められることが多い。

本市の補助金交付の根拠となるものの制定状況は第2-1-(2)-アの表のとおりであり、条例、規則又は要綱等に定められていないものは26件となっている。

後にも述べるが、補助金の目的や交付要件を明確にし、どのような助成を行うかを市民が知り得る状態に置く必要性は高いと考えられるため、交付が1回限りで軽易なものなどを除き、要綱等で定めるべきものとする。

なお、個別の補助金の支給根拠を市団体補助金交付基準要綱であるとした回答が複数あったが、この要綱は団体補助金(法人その他の団体に対して市が公益上必要があると認めた場合において交付する補助金をいう。)の交付に関する基本的ルールを定めたもので、個別の団体補助金の支給根拠としての内容を備えたものとはいえないと考える。

2 補助金の交付事務について

(1) 補助対象経費について

補助金は、公益目的を達成するために交付されるものであるから、市が補助金の使途を定めて交付する必要がある。

補助対象経費の基準に関しては、第2-1-(2)-イのとおり、基準を定めていると回答があった85件の補助金のうち43件(50.6%)は、単に「〇〇事業に要する経費」と定めたものなど具体的な内容が不明確なものとなっていた。

使途の特定の程度に関しては、細かな使途を特定して統制を働かせようとするものから、例えば、町内会や自治会を対象とする住民組織活動助成金のよう、その活動実態に着目して、使途を特定しない補助金まで、様々なものが考えられる。

一般的には、補助対象経費の基準を具体化、明確化することによって、補助

事業者は様々な経費が補助の対象になるかどうかの予測が容易になり、補助金の目的外使用の防止にも効果があるものと思われる。また、補助金の交付申請の審査や額の確定を行う市の側においても、補助金の使途が基準に適合しているか等の判断が容易になるものと思われる。

使途を特定しない補助金を除き、補助対象経費の基準の具体化、明確化について検討されたい。

(2) 活動実績・収支決算の報告について

補助金は、使途の特定と同様に、その特定された使途に充てられたかどうかを確認することが重要となる。

実績報告に関しては、第2-1-(3)-アのとおり、実績報告書の提出は90件(84.1%)となっているが、収支決算の報告書類には、「補助金交付要綱に定める〇〇に必要な経常的経費として使用した」との記載しかないもの、補助事業者の財務諸表だけが提出されたもの、支出の内訳が「〇〇活動費」など大まかな経費区分となっているものなどがあり、具体的な支出内容を把握できないものが多く見られた。

このほか、実績報告として補助事業者の総会等に使用した事業報告や収支決算書だけを提出している事例が非常に多く見られたが、特に補助金以外にも収入があるような補助事業者においては、このような資料では、補助金がどの部分に使用されたかの確認が困難になっていた。

このような実績報告の実態を見ると、補助金の使途の確認がどの程度の精度で行われているか疑問を感じるどころであり、実施した補助事業(補助金の交付の対象となる事務又は事業をいう。以下同じ。)の内容や補助金の使途を確認する方法として適切かどうか検討すべきものとする。

(3) 補助金の支出手続について

補助事業者の補助事業が完了する前に、通常払により補助金を支出しているものが複数見られた。

通常払による支出を行うためには、債務が確定し、かつ、その履行期が到来している必要がある。第1-8にも記載したように補助金を通常払できるのは額の確定後となるため、その前に補助金を支出する場合には、概算払か前金払

の方法で支出しなければならない。

補助金の支出について、会計のルールを踏まえて適正に執行する必要がある。

3 補助金の交付条件について

(1) 交付条件として規定すべき事項について

交付条件は、「金〇円を補助する」というような交付決定の内容に、「ただし、〇〇をしなければならない」「〇〇してはならない」という事業の実施や経理についての具体的な制限を加えるものとされている。一般的には、交付条件に違反したときには交付決定を取り消すことができるとされており、補助事業の適正な執行を確保する上で重要な事項である。

第2-1-(2)-ウのとおり、5項目以上の交付条件を付している補助金は、わずかに6件であり、特定の3条件を付しているものが39件となっている。

これに対し、補助金等適正化法第7条では、必要的交付条件として、経費配分の変更、経費の使用方法、事業内容の変更等に関する5項目が、また、任意的交付条件として、収益納付や事業完了後の条件等が定められており、北海道補助金等交付規則(昭和47年北海道規則第34号)においても、おおむね補助金等適正化法と同様の規定が設けられている。

また、国の交付金等をその財源の一部として、市町村が民間事業者等の事業に対して補助金等を交付しようとする場合に、国の交付金交付要綱等において求められた市町村が付すべき条件の一例を示すと次のとおりである。

(規定例)

- ① 交付対象事業に要する経費の配分変更に関する事項
- ② 事業内容の変更をする場合の市町村長の承認に関する事項
- ③ 事業を中止し、又は廃止する場合の市町村長の承認に関する事項
- ④ 事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械器具の目的外使用等の禁止に関する事項
- ⑤ 市町村長の承認を受けて財産を処分することにより生じた収入の返納に関する事項
- ⑥ 事業により取得し、又は効用の増加した財産の事業完了後の管理運営に関する事項
- ⑦ 事業完了後に、補助金に係る消費税・地方消費税仕入控除税額が確定し

た場合の市町村長への報告及び仕入控除税額の納付に関する事項

⑧ 補助金と事業に係る予算と決算との関係を明らかにした調書等の作成
保管に関する事項

交付条件の項目数の多寡で判断できることではないが、本市の交付条件が内容において十分なものとなっているかについて疑問が残る。

(2) 財産の処分制限について

補助金等適正化法第 22 条においては、補助事業によって取得した財産や効用が増加した財産については、補助の目的を達成するため、原則として、国の承認を受けずに、補助事業者が補助の目的に反するような使用、譲渡等の処分を行うことを禁止している。

本市においても、相手方が交付申請の際に提出した収支計画書等において建設費や備品購入費等が計上されている場合には、補助金で財産を取得した場合の処分の制限に関する事項を交付条件として付す必要があると考えるが、多くの補助金において記載がなかった。

(3) 消費税仕入税額控除について

消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、その課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納付義務が生じるが、生産・流通の各段階の取引で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上げ(消費税の課税対象となる資産の譲渡等をいう。)に係る消費税額から課税仕入れ(消費税の課税対象となる資産の譲受け等をいう。以下同じ。)に係る消費税額を控除する仕入税額控除の仕組みが設けられている。

補助金は資産の譲渡等の対価には該当しないため消費税の課税対象にはならないが、補助事業者が補助事業において支払った消費税については、仕入税額控除を受けることが可能となる。このため、課税仕入れに係る消費税額には補助金が充てられ、仕入税額控除を受けた結果として補助事業者には消費税額相当額が残ることになる。

国は、補助金に係る消費税額がそのまま補助事業者の利益になることは補助制度の趣旨から適当ではないとして、当該消費税額相当額の補助金の国庫への返還を求めている。

同じように、国の交付金等を財源として、都道府県が、民間事業者等に補助金を交付して行う市町村の事業に助成するような交付金等においても、都道府県助成金の相当額の納付を市町村に求めることとされている。

そのため、市町村は、都道府県からの助成金の納付の求めに応じられるよう、消費税の取扱いに関する事項を交付条件として補助事業者に明示する必要があるが、国や北海道の交付金等を財源とする補助金で、消費税の取扱いに関する事項を交付条件としているものは28件のうち1件であった。

このままであれば、消費税額相当額の補助金の返還が必要となった場合に、補助事業者に対して納付を求めることは困難であるため、消費税の取扱いに関する交付条件を交付決定に付す等の対応を行う必要がある。

このような消費税の仕入税額控除に関する取扱いは、市の単独事業である補助事業についても該当するのではないかと思われるが、その一部において同様に取り扱うこととされているだけであり、市としての統一的な取扱いについて検討する必要があるのではないかと考える。

(4) 国の交付金等を財源とした補助金における交付条件について

(2)及び(3)に記載したもののほか、国の交付金等を財源とした補助金のうち10件については、国の交付金交付要綱等において市の交付決定に付すことを求められていた交付条件が付されていなかった。

(5) 交付条件に関する総合的な検討について

(1)から(4)までに記載したとおり、本市の補助金交付事務において、交付条件に関する認識が十分ではない現状が明らかになった。始めに記載したように、交付条件は補助事業の適正な執行を確保する上で重要な事項であると考えられるので、交付条件の定め方について様々な角度から総合的に検討を進める必要があるものとする。

4 補助金交付事務に関する統一的なルールの策定の必要性について

今回の監査では、補助金交付事務に関して多くの問題点が認められたが、取扱いが統一性を欠いたものとなっていることも気になるところであった。

本市においては、補助金等適正化法や北海道補助金等交付規則のような補助金

の支出に関する基本的な考え方や統一的な事務の執行方法などを示すルールは整備されていない。このことも、統一性を欠いたまま、それぞれが前例を踏襲して事務を処理する一因となり、補助金の交付に関する職員の基本的な理解の不足という事態を招くことにつながっているのではないかと思われる。

このようなルールを職員が常に確認できるようにすることが、事務の改善に有用であると考えられるので、補助金に関する統一的なルールの制定について検討されるよう望むものである。

なお、補助金の交付に関する要綱の準則を定めることによって規定内容の統一性を確保している自治体もあり、このような取組も参考になるのではないかと思われる。

5 市民への情報の提供について

補助金の交付は住民の負担による貴重な資金の提供と考えられるから、どのような相手にどれだけ補助金を交付したか、どのように使われ、どのような効果をもたらしたかという情報を住民が知り得る状態に置く必要があるものとする。

苫小牧市自治基本条例(平成18年条例第39号)では、まちづくりの基本原則の一つに「情報共有の原則」を掲げ、市民と市とがまちづくりに関する情報を共有することによって、市民自治によるまちづくりを推進すると規定し、そのために、市は、適時に、かつ、適切な方法により、分かりやすく、まちづくりに関する情報を市民に提供する措置を講じるものとしているところである。

現在市民に提供されている補助金に関する情報はわずかであり、積極的な情報提供に努めるよう望むものである。

参考文献

碓井光明「公的資金助成法精義」(信山社 平成19年)

小滝敏之「全訂新版(増補第2版)補助金適正化法解説 補助金行政の法理と実務」(全国会計職員協会 平成28年)

青木孝徳「補助金等適正化法講義」(大蔵財務協会 平成27年)

別表

監査した補助金一覧

所管部局		番号	補助金の名称	平成 27 年度 交付額(円)
総合政策部	市民自治推進課	1	苫小牧市姉妹都市等交流推進事業補助金	1,800,000
		2	苫小牧市こども国際交流事業補助金	1,757,140
	まちづくり推進課	3	公共交通路線維持費補助金	62,616,650
	空港政策課	4	新千歳空港周辺環境整備財団運営事業補助金	2,912,752
	スポーツ推進室	5	苫小牧市スポーツ推進委員会運営補助金	1,200,000
		6	公益財団法人苫小牧市体育協会事業運営補助金	28,759,000
		7	苫小牧市中学校体育連盟運営補助金	2,427,710
		8	全道スポーツ大会開催運営助成金	1,200,000
		9	小・中・高校生各種体育大会遠征費助成金	10,436,798
		10	苫小牧市スポーツ合宿等補助金	3,381,000
		11	国際少年アイスホッケー中学生交流事業補助金	1,000,000
		12	全国高等学校選抜アイスホッケー大会補助金	6,000,000
		13	氷上スポーツ育成事業補助金	2,719,075
総務部	給与厚生課	14	苫小牧市役所職員福利厚生会補助金	7,682,000
市民生活部	市民生活課	15	苫小牧市住民組織活動助成金	27,404,205
		16	街路灯電灯料金助成金	50,412,587
		17	街路灯設置補助金	1,419,320
		18	苫小牧市総合福祉会館等整備補助金	23,339,784
		19	苫小牧市町内会活動保険助成金	1,238,000
		20	コミュニティ助成事業助成金	2,400,000
	安全安心生活課	21	苫小牧市交通安全推進委員会補助金	3,560,000
		22	苫小牧市交通安全指導員会補助金	2,576,000
	男女平等参画課	23	苫小牧市緊急一時保護施設補助金	2,012,000
環境衛生部	減量対策課	24	苫小牧市資源回収団体奨励金	19,679,391
	清掃事業課	25	苫小牧市環境美化活動助成金	9,784,000
		26	苫小牧市浄化槽設置整備事業補助金	9,600,000

	環境生活課	27	公衆浴場確保対策助成金	1,000,000	
		28	苫小牧市住宅用太陽光発電システム設置費補助金	5,975,000	
福祉部	総合福祉課	29	民生委員児童委員協議会補助金	35,504,040	
		30	臨時福祉給付金	178,884,000	
		31	心身障害者福祉施設整備事業補助金	5,351,956	
		32	身体障害者療護施設整備事業補助金	2,640,000	
		33	老人クラブ連合会運営費補助金	1,535,730	
		34	苫小牧市高齢者支援事業助成金(町内会)	19,888,000	
		35	老人クラブ運営費補助金	9,996,000	
		36	苫小牧市高齢者支援事業助成金(施設)	1,631,000	
		37	老人福祉施設整備事業補助金	35,536,746	
		障がい福祉課	38	苫小牧市地域活動支援センター運営費補助金	12,000,000
	39		苫小牧市在宅障害者自立更生促進事業等補助金	7,340,000	
	介護福祉課	40	社会福祉法人介護サービス利用者負担軽減事業助成金	5,208,000	
41		民間等介護サービス利用者負担軽減事業助成金	2,970,455		
健康こども部	こども育成課	42	苫小牧市私立幼稚園就園奨励費補助金	297,837,500	
		43	苫小牧市私立幼稚園入園料補助金	11,680,000	
		44	苫小牧市私立幼稚園等障害児教育補助金	2,700,000	
		45	苫小牧市私立幼稚園等教育研究補助金	3,838,000	
		46	苫小牧市一時預かり事業(幼稚園型)補助金	2,166,143	
		47	苫小牧市病児・病後児保育事業(体調不良児対応型)補助金	4,310,000	
		48	苫小牧市延長保育事業補助金	3,909,600	
		49	苫小牧市保育所等障害児保育加算補助金	27,437,000	
		50	苫小牧市私立保育所等運営費補助金	44,260,000	
		51	苫小牧市認可外保育施設運営費補助金	6,735,000	
		52	苫小牧市地域子育て支援拠点事業補助金	22,359,000	
		53	苫小牧市一時預かり事業(一般型)補助金	11,000,000	
		54	保育所施設整備補助金、資金利子補助金	25,229,985	
		55	苫小牧市保育所等施設整備事業補助金	93,756,000	
		こども支援課	56	高等職業訓練促進給付金	14,315,500

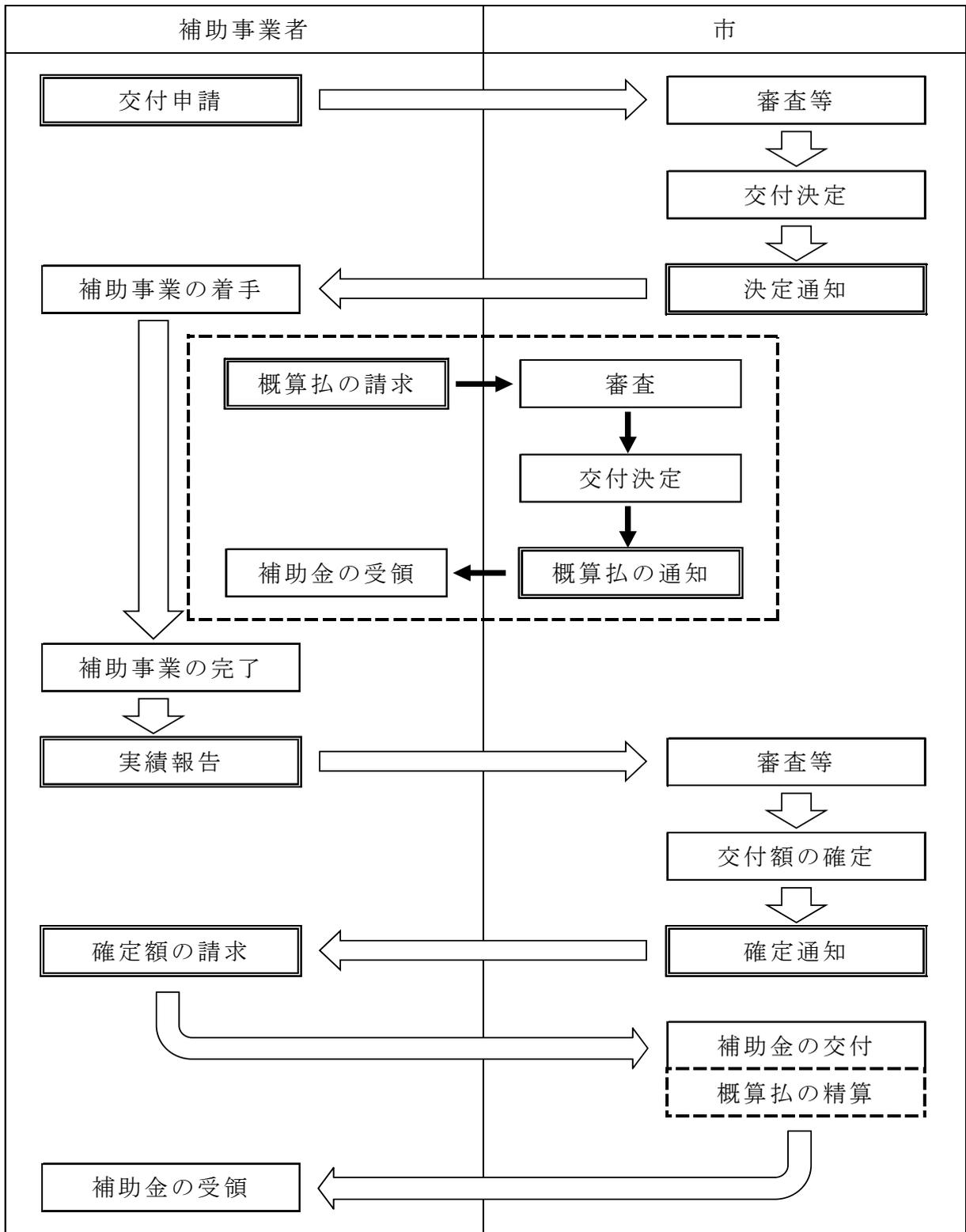
	青少年課	57	地域青少年対策促進補助金	9,272,000
		58	苫小牧市放課後児童対策事業費補助金	8,146,000
	健康支援課	59	苫小牧看護専門学校看護学科学生確保対策補助金	19,100,000
		60	苫小牧看護専門学校運営補助金	13,891,000
		61	二次救急医療運営費補助金	32,927,040
		62	広域救急(二次)医療確保対策特別事業運営費補助金	1,000,000
		63	苫小牧看護専門学校建設費補助金	12,232,089
		64	勇弘診療所医療機器整備補助金	1,441,440
		65	苫小牧市特定不妊治療費助成金	7,577,843
		66	夜間・休日急病センター開設経費補助金	7,670,772
67		苫小牧市保健センター建設費補助金	40,164,626	
産業経済部	企業立地課	68	苫小牧市企業立地振興条例に係る助成金	226,228,000
		69	苫小牧市立地企業サポート事業補助金	40,501,000
	工業労政課	70	苫小牧市シルバー人材センター補助金	9,780,000
		71	苫小牧市地域職業訓練センター運営協会補助金	20,000,000
		72	苫小牧市労政推進事業補助金	2,400,000
		73	苫小牧市勤労者共済センター補助金	4,500,000
		74	公益財団法人道央産業振興財団補助金	7,548,000
		75	苫小牧ゾーン高度技術産業集積活性化事業補助金	1,000,000
		76	苫小牧市産学官連携共同研究事業補助金	1,000,000
	商業振興課	77	苫小牧中小企業相談所補助金	15,570,000
		78	苫小牧市商店街振興組合連合会一般事業補助金	1,700,000
		79	苫小牧市商店街活性化事業助成金	2,164,000
		80	苫小牧市チャレンジショップ等運営事業補助金	3,000,000
		81	苫小牧市空き店舗活用事業補助金	5,031,000
		82	苫小牧市中小企業融資制度に係る信用保証料補給金	15,383,643
		83	苫小牧市中小企業創業サポート事業補助金	3,000,000
	観光振興課	84	一般社団法人苫小牧観光協会補助金	10,900,000
		85	とまこまい港まつり事業費補助金	6,000,000
86		とまこまいスケートまつり事業費補助金	3,500,000	

		87	たるまえサンフェスティバル事業費補助金	2,850,000
		88	苫小牧クルーズ振興協議会補助金	1,000,000
	農業水産課	89	苫小牧市農業経営基盤強化資金利子助成金	2,219,339
		90	苫小牧市鳥獣被害防止対策協議会補助金	3,937,334
		91	苫小牧市青年就農給付金	4,500,000
		92	苫小牧市多面的機能支払交付金	4,385,374
		93	東胆振地産地食フェア・イン・とまこまい補助金	1,000,000
都市建設部	緑地公園課	94	緑化推進基金活用事業助成金	1,993,904
教育部	総務企画課	95	苫小牧市私立高等学校等生徒活動費補助金	7,560,000
	学校教育課	96	苫小牧市教育研究会補助金	1,300,000
		97	小中学校文化活動補助金	1,857,960
		98	北海道平取養護学校生徒送迎バス事業補助金	1,649,300
		99	樽前地区遠距離通学費補助金	1,176,570
		100	特色ある学校づくり推進事業費補助金	2,730,000
		101	総合的な学習活動推進事業補助金	5,043,000
	生涯学習課	102	苫小牧市民文化祭補助金	1,124,000
		103	苫小牧市文化団体協議会補助金	2,090,000
		104	苫小牧市民文化芸術振興助成金	2,620,000
		105	文化公園アートフェスティバル補助金	1,403,000
106		PMF 苫小牧公演補助金	1,300,000	
第1学校給食共同調理場	107	苫小牧市学校給食会運営費補助金	14,604,000	

※所管部局の名称は、平成 29 年 3 月 1 日現在のものである。

別図

補助金交付事務の基本的な流れ



※ は、補助事業者と市の間で書類のやり取りが生じるものである。

※ は、必要に応じて行うものである。